

今こそ再審法改正を！

◆特集にあたって

再審の進展と再審法改正の声の高まり

前回、「法と民主主義」で再審を特集したのは、二〇二三年の七月号(五八〇号)だった。そのときの「特集にあたって」の冒頭は、「再審を取り巻く状況が、いま大きく動いている」で始まっているが、それからおよそ一年半、再審を取り巻く状況は、さらに大きく動いている。

袴田事件は、二〇二三年一月二十七日に静岡地裁で再審公判が開始され、二〇二四年五月二三日に結審、同年九月二六日に無罪判決が言い渡された。その後検察官の上訴権放棄で無罪判決が確定したことにより、袴田巖さんは逮捕から実に五八年目にして本来の意味での自由を勝ちとった。さらに、袴田事件の無罪判決確定から一か月も経たない一〇月二三日、今度は福井女子中学生殺人事件の第二次再審請求において、名古屋高裁金沢支部は、殺人犯とされて七年間懲役刑に服した前川彰司さんに対して、再審の開始を決定した。第一次再審開始決定のときは異なり、今回検察官が異議申立てをしなかったことから、この再審開始決定は

確定した。二〇二五年の早い時期に再審公判が開かれ、無罪判決が言い渡されることが確実視されている。

袴田事件における再審無罪判決、福井女子中学生殺人事件における再審開始決定という二つの結果だけをみれば、喜ばしいことに間違いはない。しかし、これらの結果に至るまでの過程をみれば、とても手放しで喜ぶというわけにはゆかない。何よりも再審開始が確定するまで、どうしてこれほどまでに長い年月がかかったのかという疑問はぬぐえない。無罪確定までに半世紀以上を費やした袴田事件はもとより、福井女子中学生殺人事件も、前川さんの逮捕から今回の再審開始決定に至るまで、実に三七年もの年月を費やしている。二つの事件はともに、一度再審が開始されたにもかかわらず、検察官の不服申立てによつて再審開始が取消されたことで、さらに年月を無為に費やしたという共通点がある。また両事件はともに、再審請求段階で新たに開示された証拠が、再審開始の重要な新証拠となったという点も共通している。これら新証拠がもつと早く開示されていたならば、そして検察官が再審開始に不服申立てせずに再審公判が開かれていたならば、二人の貴重な人生の一部を重ねて無駄にすることはなかったかもしれない。

「遅すぎる正義の回復は正義の名に値しない」という指摘は、冤罪被害者の人権救済のためには必ずの現行再審法が、その目的にかなった制度になっていないのではないかという声になって拡がり、さらに再審法改正の必要性を支持する大きな世論となって、政治を動かす原動力となってきた。

再審法改正運動の前進

再審法改正を取り巻く状況で特に注目すべきことは、二〇二四年三月、自民、公明の与党に、立憲民主、維新、国民民主、共産、れいわ、社民の野党各党も加わった、文字どおりの超党派によって、再審法改正を目的とした議員連盟（正式名称「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」）ができたことである。白鳥・財田川決定以後、死刑再審四事件の無罪判決を受け、一九七〇年代から八〇年代にかけて大いに盛り上がった再審法改正運動が頓挫した最大の原因は、国会で多数の賛成が得られなかったことにある。このことを考えれば、超党派で再審法改正を求める議連ができたことは、再審法改正の実現へ向けた極めて大きな前進である。

もちろん、法務・検察側の抵抗や巻き返しは今後も予想される。現にその動きはいくつか垣間見えており、油断はできない。再審法改正を現実のものとするためには、国会だけでなく国民世論を味方につけるため、全国津々浦々における草の根の運動を、さらに強める必要性もある。これまで、各地の弁護士会や国民救済会を中心とする市民運動が、全国の自治体に再審法改正の意見書を採用するよう働きかけてきた。前回特集では「一二〇を超える」自治体で採用されているとされていたが、二〇二四年一月現在、実に四三〇を超える自治体が採用するまでに至っており、

さらに知事や市長など自治体首長の賛同も着々と増えている。再審法改正をめざす草の根の運動が、少しずつではあるが着実に、国民世論をかたちづくることに成功しているといえるだろう。

再審法改正を実現するために

今回の特集は、前回特集からおよそ一年半を経た再審法改正運動の現在と今後の展望を軸として、再審法改正議連の執行部で活躍している逢坂誠二議員へのインタビューのほか、前回特集と同様、理論、弁護、市民活動の各分野から報告をいただいている。いずれも最先端をゆく貴重な報告であるが、しかし冒頭で述べたように、再審を取り巻く状況は現在進行形で大きく動いており、今号が読者諸氏の手元に届く頃には、また新たな動きが出ているかもしれない。特に二〇二五年は年明けから、再審法改正が正式に法案として上程されるのかどうか、国会内外での激しいせめぎ合いが始まる。世論の高揚を背景に初めての再審法改正が実現するのか、それとも一九七〇年代、八〇年代の再審法改正運動のように法務・検察側の抵抗と巻き返しによって頓挫することになるのか、二〇二五年は正念場の年になると予想される。再審法改正が「待ったなし」であることは、今回の特集によって十分理解していただけたと思うが、これからも再審ならびに再審法改正の動向にはぜひ注目していただきたい。

最後になるが、袴田事件の無罪判決を聞くことなく二〇二四年一月七日に逝ってしまった故西嶋勝彦弁護士（袴田事件弁護団長）のご冥福をお祈りするとともに、西嶋先生が最後まで求めていた再審法改正実現のため、全力を尽くすことを誓って筆をおくこととしたい。

（弁護士 泉澤 章）